

第2 法律相談段階で知っておきたい基礎知識

1 削除請求を受任する場合のポイント

(1) 手続選択

相談者に説明すべき手続の流れやスケジュール感にも関わる部分ですが、削除請求に関しては、裁判を行わない場合、裁判を行うにしても仮処分で行う場合、訴訟で行う場合があります。裁判を行うか否かは、請求の相手方となるサイト管理者等のスタンスによって変わります。

裁判を行う場合、削除仮処分と削除訴訟のいずれを選択するかについては、基本的には請求する側の考え方で決めましょう。

民事保全法の建前からすると、削除訴訟をしていては実際の削除までに数か月から数年かかってしまい、その間にも日々、違法な記事が人目に触れることで、日々、人格権が侵害されてしまうことから、削除訴訟よりも簡易な方法である削除仮処分により、とりあえず削除しておき、その後、本案訴訟である削除訴訟をする、というのが原則的な流れです。しかし、インターネットの削除仮処分の場合、事情が少し異なります。ほとんどのコンテンツプロバイダ及びホスティングプロバイダは、削除仮処分の後、削除訴訟をするよう求めてきません（起訴命令の申立てをしません。）。また、削除仮処分決定の際に供託した担保についても、担保取消しの申立てにおける権利行使催告（民訴79③）に対し、何も権利行使できません。それゆえ、相談者に対しては、削除仮処分だけで原則として終わりだが、まれに、削除訴訟まで必要となる相手もある、と説明することになります。供託金についても「あとで必ず戻る」とまではいえないことを説明しておきます。

なお、削除仮処分の手続において、認容決定に対し保全異議を申し立て、更に保全異議の認可決定に対し保全抗告を申し立てる相手も少数ながら存在します（Yahoo!知恵袋の削除請求、Googleの検索結果削除請求など）。

(2) 相談者はページ全体を削除できると思っていないか

個別サイトの削除請求で注意すべきことの1つに、「相談者はページ全体が消えると思っていないか」という点が挙げられます。

法的請求としては、削除請求できるのは、「違法性のある部分」に限られます。例えば、1,000個の投稿が書ける掲示板であれば、200番なら200番だけが削除請求の対象になり、それ以外の投稿は消えません。ブログであれば、何月何日のブログ、さらには、

第何段落目の記事というように、違法な部分だけが削除請求の対象となります。例外的に、一部分だけの削除は技術的に難しいという場合には、より広範囲の記述が削除対象となることはあり得ます。削除の対象はデジタルデータですので、技術的に削除不可能ということはありませんが、削除するには過分の負担がかかるという場合には、負担のかからない範囲での削除が認められています。

どの部分を削除請求の対象とし、また、成功報酬の成功条件とするのかについて、後から疑義が生じないよう、対象は「一部に限られる」ということを、相談者に説明しておく必要がありますし、契約書にも記載しておく必要があるでしょう。

(3) 相談者が指摘するURL以外にも同じ記事がインターネットに存在しないか

相談者は、得てしてURLにはあまり関心がありません。インターネットに自分の中傷記事が出ている、ということで相談に訪れます。相談の際に印刷物を持参する人が多いため、その印刷物に記載されているURLを対象として削除請求を受任するわけですが、削除業務を完了し、完了の報告をしても、「まだ消えていない」と言われることあります。

実際に削除されているにもかかわらず「まだ消えていない」と言われる原因は、3通り考えられます。

1つは、依頼者の使っているパソコンのキャッシュです。以前に一度読み込んである情報のため、URLを入力してもインターネットへ改めて読みにいかず、パソコン内に取込済のデータが表示されているわけです。この場合には、リロードという方法により、情報を更新することができます。操作は [F5] キーを押すだけです。ただし、この方法でも情報が更新されていないことがあるため、その場合はハードリロードをする必要があります。この操作は、Google Chromeだと [Shift] + [F5] キー、Microsoft Edgeだと [Ctrl] + [F5] キーになります。

もう1つは、検索サイトのキャッシュの問題です。後述のとおり、個別サイトの情報を削除してもらっても、すぐには検索結果に反映されません。なぜなら、検索サイトもまた、古い情報を自前で持っており、この古い情報から検索結果を表示するためです。検索サイトのキャッシュも削除依頼の方法があります。

3つ目は、これが一番の問題ですが、依頼者が問題視していた誹謗中傷、プライバシー侵害等の情報が、URL違いの別のサイトにも存在しているケースです。この点で、最も問題となりやすいのは、「2ちゃんねる」「5ちゃんねる」掲示板です。これらの掲示板には、多くのコピーサイト（ミラーサイト）と呼ばれるサイト群があります。掲示板の投稿内容を機械的にコピーし、全く同一の投稿内容を表示しています（サイト

ごとにデザイン等は異なります。）。また、Twitterについてもツイートを保存して表示する別サイトが複数あり、本体のTwitterを削除してもこれらが残存している場合もあります。さらに、このような自動的なシステム以外に、掲示板やTwitterなどから一定のテーマの投稿を集めてきて、1つの場所で表示している「まとめサイト」と呼ばれるものもあります。

このようなコピーサイト、まとめサイトにも誹謗中傷、プライバシー侵害等の情報があると、弁護士としては「削除完了」という認識でも、依頼者としては「まだ消えていない」という理解になることが珍しくありません。

そこで、やはり削除対象のURLの特定は必須となりますが、一度、同じ内容の記載されたサイトが存在しないか検索し、複数あるようであれば「ほかにも同じ内容の記載されたサイトが存在しますがどうしますか」といった提案をすることも、時には必要になると考えられます。特に、2ちゃんねるや5ちゃんねるの場合は、コピーサイトは必ずありますので、本体を削除請求するだけでなく、コピーサイトの削除請求についても提案することが必要です。

(4) 削除請求のリスク

法的リスクはいまでもなく、削除請求権がないと判断され、削除決定をもらえなかったり、請求相手に任意の削除を拒まれるリスクです。

着手金を受け取り、削除請求、削除仮処分申立てに着手したものの、結果として削除できない場合がある、ということは、説明しておかねばなりません。相談者からは、無駄な着手金は支払いたくないという趣旨で、「成功率は何%くらいか」と聞かれることが往々にしてあります。しかし、訴訟の勝率を広告してはならない、との「弁護士の業務広告に関する規程」と同じく、高い成功率を示して相談者に期待を抱かせ、委任を受けることは慎むべきと考えられます。事業として削除請求を営んでいる業者は、非弁の問題は格別、その広告では、よく「削除成功率95%!!」などといった数字を示しています。しかし、削除請求の成否は事案ごとの個別事情によるものですので、このような数字を示すべきではありません。

法的リスクのほかに、相談者にとって事実上のリスクが幾つかあります。それは、削除されないだけならまだしも、削除したかった記事が削除請求により、かえって増やされてしまったり、「こんな意見照会がきた」などとして、削除請求の文面や送信防止措置依頼書をアップロードされたり、「削除仮処分を申し立てられました」などとして、削除請求自体を新たな話題にされてしまうリスクです。相談者は、誰しも「静かに、穏便に」消したいと願っています。そのため、削除請求を出したことにより、か

22 発信者情報開示の意見照会が届いたが開示を拒否したい事例

相談内容

以前、匿名掲示板に書き込みをしたのですが、プロバイダからその書き込みについて意見照会が届きました。開示されたくないのですが、回答を書いてもらえませんか。

キーワード	意見照会回答
ウェブサイト	匿名掲示板
目的	開示されないこと
請求の相手方	接続プロバイダ アクセスプロバイダ インターネットサービスプロバイダ (ISP)
手続き	意見照会回答
法律構成	名誉権侵害等でないこと
依頼者の属性	個人

相談フェーズ

相談者から聴取する事項・調査事項

1 発信者情報開示請求訴訟は提起されているのか

(1) 開示請求の手続は何か

発信者情報開示請求を受けたプロバイダは、投稿者（契約者）に対し、開示に関する意見照会をする必要があります（プロバイダ責任制限法4②）。これは訴外で開示請求された場合（テレサ書式の場合）でも、開示請求訴訟を提起された場合でも同様です。

もっとも、テレサ書式なのか開示請求訴訟なのかによって、意見照会回答後の手続の流れが変わるため、現在請求者がどちらの手続フェーズなのかは確認しておく必要

があります。

開示請求の手続がどちらなのかは、意見照会に添付されている開示請求書のコピーを見れば判断できます。まず、多くの場合、文体が違います。テレサ書式は敬体、開示請求訴訟の別紙権利侵害の説明は常体になっていることが多いと思われます。次に、テレサ書式の場合は各項目が枠で囲われているのが一般的です。最後に、開示請求書に添付されている証拠の番号が違います。訴訟であれば「甲1」「甲2」……となっていますし、テレサ書式であれば、「疎甲」であったり「資料」となっていることが多いと思われます。

(2) 回答に対するスタンス

意見照会は「開示に同意しないに○を付けるだけ」で開示されないという情報が出回っていますが、正確な情報ではありません。確かに、テレサ書式による開示請求であれば、「開示に同意しない」に○を付けるだけでも、プロバイダは開示を拒否する可能性が高いと思われます。ただ、プロバイダが開示を拒否すれば、請求者は発信者情報開示請求訴訟を提起します。そして、開示請求訴訟では、いくら「開示に同意しない」という意見照会回答があっても、裁判所が開示せよという判決を出せば、プロバイダは何の抵抗もなく開示します。

したがって、開示請求訴訟にも耐え得るレベルで、意見照会回答を作成する必要があります。これは、テレサ書式による開示請求であっても同様です。上記のとおり、テレサ書式による開示請求で開示が拒否されれば、請求者は開示請求訴訟へ移行します。そしてプロバイダとしては「もう意見照会は一度実施したので」と考え、開示請求訴訟では改めて意見照会をしないこともあります。ゆえに、テレサ書式による開示請求だからといって気を抜くことはできないのです。

もっとも、これは依頼者との契約内容にも依存します。とりあえずテレサ書式による開示請求で開示されなければよいという契約であれば、極端な話、「開示に同意しない」に○を付けてプロバイダに返すだけでも、それなりに効果はあります。

(3) 回答後の業務

テレサ書式による開示請求であれば、意見照会回答後にすべきことはありません。開示に同意した場合以外は、高い確率で開示請求訴訟が提起されますので、「再度意見照会が来たら連絡してほしい」と伝える程度になります。もちろん上記のとおり、開示請求訴訟が提起されても再度の意見照会は通常されません。

他方、開示請求訴訟であれば、依頼者との契約関係によっては、訴訟手続がどうなったのかをフォローする業務が生じます。訴訟へ毎回傍聴に行き記録を閲覧するほか、プロバイダの弁護士と連携して都度、被告側準備書面のために情報提供する、と

いった業務まで受任すると、訴訟を受任するくらいの業務量になります。もちろん、プロバイダの弁護士に拒まれると、できることは意見照会回答、傍聴、記録閲覧などまるため、依頼者に説明しておく必要があります。

相談者としては、「どうしても開示されたたくない」という気持ちが大きいため、そういった業務まで提案することは有用です。

2 回答期限はいつか

意見照会の回答期限は、テレサ書式では「本照会書受領日から2週間以内」と記載されており、意見照会書の受領から2週間程度と指定されるのが一般的と思われます。しかし、相談者がすぐ相談に来るとは限らず、また、別の弁護士のところへ相談に行っている可能性もあるため、自分のところへ来たときには、残り1週間もない、ということもあり得ます。

回答期限は、請求者の採用した手続がテレサ書式なのか開示請求訴訟なのかによって、その意味合いが大きく異なります。開示請求訴訟であれば、回答期限を少し過ぎてもそれほど致命的ではありません。一般に、プロバイダに訴状が届くと、答弁書の期限に合わせるように、意見照会回答の期限も設定されます。そして答弁書では、意見照会回答があれば回答を踏まえて反論を書きますが、回答がなければ「回答がまだ来ていない」と書いた上で、一般的な反論を書きます。そのため、プロバイダの答弁書提出後でも、第1回期日前に意見照会回答を提出できれば、乙号証として提出してもらえる可能性があります。乙号証として出してもらえないで、第1回期日で「答弁書提出後に回答が来た」と言ってもらえば、「では次回までに主張補充してください」という話になります。

他方、請求者の採用した手続がテレサ書式ですと、回答期限を厳守する必要があります。プロバイダによっては、なるべく発信者情報開示請求のコストを減らそうとしているプロバイダもあります。そのため、意見照会回答が期限に間に合わないと、「意見照会を実施したが回答期限内に回答がなかった」ゆえに「意見がないものとして扱う」として、発信者情報を開示してしまうこともあります。

そのため、受任後時間的余裕がなく間に合わないのであれば、回答期限の延期を申し入れましょう。

3 何を書いたのか・違法性阻却事由はあるか

以上は形式的な問題で、重要なのは意見照会回答の中身に関する聴き取りです。「何を書いたのか」「なぜ、それを書いたのか」「根拠はあるのか」など、名誉毀損が主張

されているのなら、名誉毀損訴訟で被告になった場合と基本的に同じ内容（違法性阻却事由）を聴き取ります。

「何を書いたのか」については、意見照会を見れば確認できますので、ぜひ、意見照会書のコピーはもらいましょう。写真を撮ってメールしてもらうという方法もありますし、近くにコンビニがあるのなら、コンビニスキャンをしてメールで送ってもらうという方法でもよいでしょう。

意見照会書を見れば、請求者が投稿の何を問題としているのかも判断できます。レスの中のどの部分が問題なのか、名誉毀損だと思っているのか、侮辱だと思っているのか等です。ただ、請求者（原告）の主張の範囲にとらわれることは得策ではありません。なぜなら、請求者の主張に沿って反論したところ、次回書面で別の構成を追加されると、これに対するフォローができないこともあるためです。それゆえ、請求者が問題としている投稿内容を確認したら、法的構成については、ある程度広めに反論しておくことが重要です。

書いた内容の違法性阻却事由を聴き取るに際しては、「根拠は何か」を聴き取ります。ネットの情報が根拠なのであれば、そのURLもできる限り聴き取りましょう。「請求者本人が言っていたことだ」等、何か反論のヒントが出ているかもしれません。

＜聴取・確認事項まとめ＞

- ① 開示請求訴訟提起後か提起前か
- ② 回答期限
- ③ 何を書いたのか
- ④ 違法性阻却事由に関する事実

4 サイト調査

反論の資料を得るために、投稿者が書いたサイトを閲覧しましょう。問題の投稿は既に削除されている可能性もありますが、前後の投稿は確認できるはずです。最高裁は、「本件スレッドの他の書き込みの内容、本件書き込みがされた経緯等を考慮しなければ」「権利侵害の明白性の有無を判断することはできない」としていますので（最判平22・4・13民集64・3・758）、「本件スレッドの他の書き込みの内容」を調査することは、違法性阻却事由の判断資料として重要です。

既に削除仮処分等で削除されているのであれば、インターネットアーカイブやグーグルのキャッシュに残っていないか確認しましょう。また、証拠提出の可能性も考え、印刷（PDF印刷やXPS印刷）しておくことも重要です。

対応方針の検討

1 手続・法的構成の仮検討

意見照会書をスキャンして送ってもらったところ、既に訴訟段階であることが分かったので、答弁書と一緒に意見照会回答書を証拠提出してもらうことにしました。

開示請求された投稿は「A社って、行政処分を受けたB社のグループ会社？」というもので、請求者はこれについて、「A社が行政処分を受けるような会社だという印象を与えるため社会的評価を低下させる」と主張していました。また、A社はB社のグループ会社ではなく、反真実である、という主張立証もしていました。

この場合、名誉権侵害の不成立を検討することになります。

まず、この記述でA社の社会的評価が低下するのか問題になりますが、一応、低下するという考え方も可能かと思われるため、ここに反論の重点は置かないことにします。次に違法性阻却事由の検討となります、「グループ会社だ」と断定しているわけではなく、「グループ会社？」と疑問文にしているため、グループ会社だという事実の摘示ではなく、グループ会社なのか？という分析結果として意見論評だと主張することになります。仮に事実摘示だとしても、ネットの情報だけでグループ会社であることを立証することは相当困難であるため、一応調べてみる、という程度にとどめることにします。

2 追加聴取・調査事項

なぜ相談者が「グループ会社なのか？」と分析したのかについて、事実関係、背景事情、存在する証拠などを聴き取ります。

相談者が両者のサイト（会社概要）を比較したと言っていた場合は、実際に両社のサイトを比較し、資本関係はどうなっているか、役員構成はどうなっているか、取引先企業にはどのようなものがあるか、といったことを調べた上で、グループ会社のように見えるかどうかを調査の上、証拠化します。

また、そういった比較情報をネットに書いたことがあるかについても聴き取ります。書いたことがあれば、分析過程が公にされており、意見論評であることの証拠になります。

3 手続・法的構成の再検討

追加で聴き取った結果、相談者は、A社とB社の役員構成、取引先企業、顧問弁護士が共通していることからグループ会社だと思ったと分かりました。

意見論評の違法性阻却事由は、「その行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあった場合に、右意見ないし論評の前提としている事実が重要な部分について真実であることの証明があったときには、人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての域を逸脱したものでない限り、右行為は違法性を欠くものというべき」というものですから（最判平9・9・9民集51・8・3804）、「前提としている事実が重要な部分について真実」との主張で違法性阻却事由を回答することとしました。

「意見ないし論評としての域を逸脱」しているかどうかを主張することになりますが、ここは専ら評価的な話なので、立証のための証拠を準備する必要性は乏しいといえます。

なお、実務上散見されるものの、開示を拒否する方向で有効ではなく、裁判所の判断に影響しない主張として以下のようないわゆる「骨太な主張」を展開しましょう。

- ① 私が書いたのではない、身に覚えがない
- ② 私ではなく、家族が書いた
- ③ スマホを友人に貸したところ友人が投稿した
- ④ 他の投稿をコピー＆ペーストした、リツイートしただけ

4 立証の検討

追加で聞き取った結果を基にして、A社とB社の役員構成、取引先企業、顧問弁護士が共通していることを立証するため、両社のサイトを印刷します。

また、後から調査したことではなく、投稿当時に知っていた情報を立証するため、比較結果をネットに書いていた事実についても、印刷して証拠化します。

事案の要点整理

メールでの相談受付後、相談者から聞き取った必要事項を総合した事案の要点は以下のとおりです。

- (1) 相談者は、ネットでA社とB社の関係が話題となっていることを知り、両社の会社概要を比較し、グループ会社ではないかと考えた。その上で匿名掲示板に「A社って、行政処分を受けたB社のグループ会社？」と書いた。
- (2) そうしたところ、A社から発信者情報開示請求訴訟が提起されたらしく、相談者の契約するプロバイダから意見照会が届いた。

- (3) 訴状別紙には、「グループ会社ではない」との主張が記載されていた。
- (4) 投稿者はグループ会社だと断言したのではなく、会社概要を比較してグループ会社ではないかと思っただけである。
- (5) 住所氏名を開示されたくないので、意見照会回答を作ってもらいたい。

存在する証拠は以下のとおりです。

- ① A社とB社の会社概要を印刷したもの
- ② A社とB社の役員構成などが似通っていることを指摘した際の投稿を印刷したもの

実際の業務フェーズ

意見照会回答に決まったフォーマットはありませんので、自由なスタイルで書いて問題ありません。

【意見照会回答書】

貴社番号（開）XXXX号

意見照会回答書

令和〇年〇月〇日

ISP株式会社御中

投稿者代理人弁護士 開削 太郎 

東京地方裁判所令和2年（ワ）第XX号事件について、投稿者の意見照会回答は以下のとおりです。

第1 回答の趣旨

- 1 発信者情報の開示には同意しない。
- 2 本書の証拠提出に同意する。

第2 回答の理由

- 1 権利侵害の明白性について
 - (1) 社会的評価が低下しない

原告は、「グループ会社？」との指摘でA社の社会的評価が低下すると主張する（訴状

X頁)。

しかし、ある表現が人の社会的評価を低下させるものかどうかは、当該記事について「一般読者の普通の注意と読み方」を基準として判断される（最高裁昭和31年7月20日判決民集10巻8号1059頁）。殊に、インターネットの投稿に関しては、「一般の閲覧者の普通の注意と閲覧の仕方」が基準となる（最高裁大法廷平成30年10月17日決定民集72巻5号890頁）。

これを本件投稿について見ると、本件投稿は「グループ会社？」と指摘するだけであり、一般の閲覧者は「A社も行政処分を受けるような違法な行為をしている」とまでは読めない。

よって、本件投稿によっては、社会的評価は低下しない。

(2) 「グループ会社？」との意見論評である

仮に何らかの理由により社会的評価が低下するとしても、本件投稿は「グループ会社？」という、投稿者の意見論評を述べるにとどまる。

投稿者は、先行する投稿（XX番）において、「A社もB社も社長が同じで顧問弁護士が同じってことはグループ会社なのか」「取引先もほぼ同じだ」と投稿している（資料1）。

つまり、投稿者は、A社の会社概要（資料2）とB社の会社概要（資料3）を比較して、社長が同じ、顧問弁護士が同じ、取引先がほぼ共通するとの特徴から、2社は「グループ会社？」という推論を示したものである。

意見論評型の名誉権侵害については、①公共の利害、②公益目的を前提として、③当該意見ないし論評の前提としている事実が重要な部分について真実であるときには、④人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての域を逸脱したものでない場合に違法性が阻却される（最高裁平成9年9月9日判決民集51巻8号3804頁）。

上記のとおり、推論の前提事実は真実であり、原告は法人であって人身攻撃の対象にならず、さらに表現は穩當であり、意見論評としての域を逸脱していないから、違法性阻却事由となる。

2 結 論

以上から、本件発信者情報開示請求には理由がなく、情報開示には同意できない。

本意見照会回答書を乙号証として提出する際には、代理人の記名押印も含め、マスキングは不要である。

以 上

なお、意見照会回答書の作成名義人が明らかであった方が信用性が高まりますので、最後の段落のように代理人名をマスキングせずに証拠提出してほしいと添えておくのがよいでしょう。ちなみに、依頼者名をうっかり書いてしまわないよう注意をしてください。

23 電話番号を開示請求し、発信者を特定する事例

相談内容

Facebookで私の悪口をいろいろ投稿しているアカウントがあります。とてもひどい内容でしたので、それなりの弁護士費用をお支払いして発信者情報開示請求を仮処分で行い権利侵害性が認められログイン通信の情報開示を受けることができました。しかし、Facebookから開示された情報をプロバイダに提供をしても、技術的な要因で発信者の特定に至らないとの回答が来てしまいました。

ただ、このまま私の悪口を投稿した人物が何の責任も負わずにのうのうと生活しているのは絶対に許すことはできません。ここまで来たら費用倒れだろうが何だろうが絶対に相手に責任を取らせないと気が済まない気持ちです。

少しでも可能性のある方法があるのでしたら、教えてほしいです。

キーワード	SMS 電話番号 ディスカバリ
ウェブサイト	Facebook
目的	発信者の特定
請求の相手方	Facebook Inc
手続き	本案訴訟 米国ディスカバリ
法律構成	名誉権侵害
依頼者の属性	個人

相談フェーズ

調査事項

本ケースは、IPアドレスからの発信者特定手続を進めたものの、技術的な要因で発信者の特定に至らないという状況です。

ひとまず法律を無視して考えると、IPアドレス以外にも発信者の特定に有効な情報

はいくつか考えられます。FacebookのようなSNSの場合、アカウントへ登録する情報として、

- ① 氏名
 - ② メールアドレス
 - ③ 電話番号／SMSアドレス（二段階認証に活用するためのもの）
- などがあります。

この中で、①は偽名の可能性があり、②は捨てアドの可能性があるため、実際の登録の正確性やその後のプロセスを考えると、③の電話番号（SMSアドレス）は、発信者特定において有効な情報といえます。

そこで、本ケースのようにIPアドレスからの発信者特定がうまくいかない場合、もう1つのルートとして登録電話番号からの発信者特定を検討することになります。

対応方針の検討

1 手続・法的構成の検討

では、SNSに登録されている電話番号をどのようにして手に入れるか、開示請求の法律構成を検討しましょう。①プロバイダ責任制限法に基づき開示請求を行う方法、②米国ディスカバリ制度を活用する方法があります。

双方の手続を比較すると、①のプロバイダ責任制限法に基づく開示請求は、任意開示がほぼ期待できず、また保全の必要性の観点で民事保全手続の利用ができないことから、本案訴訟を提起することになり非常に時間がかかります。外国法人を相手取る場合、外国送達を経て、初回期日までに提訴から半年、そこから審理を経て判決となると1年程度は覚悟せねばなりません。

他方で、②の米国ディスカバリ制度を活用した場合、権利侵害性に関して用意すべき書証の点や、開示までの期間が1か月～数か月で済むというメリットがありますが、あくまで裁判官の裁量によって行われる手続であり不確実であるという点と、米国弁護士の費用が追加で発生してしまうという金銭的なデメリットもあります。

どちらの手続で行うかについては、依頼者の予算感も確認しつつ選択していくことになります。

なお、電話番号が判明すれば、弁護士会照会を用いて契約者等の照会をします。

＜聴取・確認事項まとめ＞

- ① 予算感
- ② 対象アカウント

実際の業務フェーズ

1 本案訴訟による電話番号の開示請求

電話番号の取得を目指し、Facebookを運営するFacebook Incを相手に本案訴訟を提起します。

訴状は次のとおりです。

【発信者情報開示請求訴訟訴状】 **DL**

訴 状

収入
印紙

令和〇年〇月〇日

東京地方裁判所民事部 御中

原告訴訟代理人弁護士 削除太郎 

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり
発信者情報開示請求事件

訴訟物の価額 160万円

貼用印紙額 1万3000円

請求の趣旨

- 1 被告は、原告に対し、別紙発信者情報目録記載の各情報を開示せよ
 - 2 訴訟費用は被告の負担とする
- との判決を求める。

請求の原因

1 当事者

- (1) 原告は、東京都在住の自然人である。
- (2) 被告は、別紙発信者情報目録記載のユーザーアカウント（以下「本件アカウント」という。）が開設されたウェブサイト「Facebook」（以下「本件サイト」という。）を設置・運営し、そのシステムを管理している者である。

本件サイトは、誰でもこれを閲覧し又はこれに書き込みをすることが可能であり、本件サイトに書き込まれた情報は、電子通信により送信され、本件サイトにアクセスする不特定の者によって受信されることとなる。被告は、本件サイトのシステムを用いて、

本件サイトに書き込みをして情報を発信する者と本件サイトにアクセスして情報を受信する者との通信を媒介する者である。

2 発信者情報開示請求権の存在

(1) 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（以下「プロバイダ責任制限法」という。）4条1項は「特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者」が、開示関係役務提供者に対し、発信者情報開示をするための要件として、①「侵害情報の流通によって当該開示の請求をする者の権利が侵害されたことが明らかであるとき」（同項1号 権利侵害の明白性）、②「当該発信者情報が当該開示の請求をする者の損害賠償請求権の行使のために必要である場合その他発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるとき」（同項2号 正当理由）を要求している。

(2) 本件各投稿の存在

本件サイトには、本件アカウントが氏名不詳者によって開設されており、インターネットを通じて不特定人に広く公開されている。ただし、本訴訟提起現在においては「このコンテンツは現在ご利用いただけません」との表示がなされているが、閲覧が可能であったときには原告に関係する様々な文章や写真の投稿がなされていた。

(3) 権利侵害の明白性

権利侵害の明白性とは、権利侵害の客觀的な事実が存在すること及び、その権利侵害につき違法性を阻却する事由が存在しないことを意味するが、発信者の主觀に関わる責任阻却事由が存在しないことまでは意味しない。そして、違法性阻却事由の不存在に関する主張立証責任は開示請求者において負うものであるが、違法性阻却事由の存在をうかがわせる事情が認められないときは、違法性阻却事由は存在しないものと認めるべきである。

別紙投稿記事目録にかかる各投稿（以下「本件各投稿」という。）は、別紙権利侵害の説明記載のとおり原告の人格権（名誉権、名誉感情）を侵害するものである。また、別紙権利侵害の説明のとおり違法性阻却事由の存在をうかがわせるような事情も存在しない。

したがって、原告が本件各投稿の公開によって権利を侵害されていることは明白であって、権利侵害の明白性の要件を満たす。

(4) 開示を受けるべき正当な理由

原告は、本件各投稿の発信者に対して、損害賠償請求や今後の差止め等を求める予定であるが、この権利行使するためには、被告が保有する別紙発信者情報目録記載の各情報の開示を受ける必要がある。

3 まとめ

よって、原告は被告に対し、プロバイダ責任制限法4条1項に基づき別紙発信者情報目録記載の情報の開示を求める。